

# 撮影用カメラ及び関連機材利用規定

(平成31年4月1日 Ver5.2)

撮影用カメラ及び関連機材は、共同設備でありご利用いただくにあたり、以下の条項についてお守りいただきたいことがございますので必ず確認・遵守してください。

## 第1条（使用申請・許可等について）

1. 使用は事前予約を基本とします。  
予約は当プラザのWebサイトに使用状況のスケジュール表を掲載していますので、空き状況を確認し申請書を管理事務室まで提出してください。  
【様式 16 号】
2. 予約は原則一ヶ月前から可能とします。それ以前の予約申込は管理事務室までご相談願います。
3. 使用については情報関連産業振興目的にのみ許可します。それ以外の目的には許可できません。

## 第2条（利用に関する費用）

1. 使用料は、使用時間に応じ指定管理者に支払うことといたします。  
使用料は次の通りです。

・ 撮影用カメラ A	: 2,220 円/時間
・ 撮影用カメラ B	: 430 円/時間
2. 貸出しに関しては、8 時間未満は時間貸しとし、それ以上は 1 泊 2 日分の料金とします。  
(例) 撮影用カメラ A 1 泊分  $2,220 \text{ 円} \times 8 \text{ 時間分} = 17,760 \text{ 円}$   
ただし、貸出し時より 24 時間を超えての返却に関しては、追加の時間分を加算いたします。  
(例) 午前 10 時貸出し、翌日午前 11 時返却した場合 1 泊 2 日分 + 1 時間分

## 第3条（設備について）

1. 不具合を発見された場合は、至急管理事務室までご連絡ください。指定管理者にて故障対応を実施します。  
なお、これらの不具合が使用者の故意又は過失による場合は、使用者にその費用を負担していただきます。

## 第4条（利用について）

1. 使用終了時に貸出前の状態に戻してください。

**【指定管理者】**

ハウステンボス・技術センター株式会社  
佐世保情報産業プラザ第1棟 管理事務室内

**【第1棟】**

長崎県佐世保市崎岡町2720-8  
電 話 0956-20-5051  
FAX 0956-39-2810

**【第2棟】**

長崎県佐世保市崎岡町3068-9